

三次市教育委員会告示第 号

三次市学校支援ネットワーク設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市学校支援ネットワーク設置要綱の一部を改正する告示

三次市学校支援ネットワーク設置要綱（平成24年三次市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，学校」を「，いじめ等学校」に改める。

第3条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第5条第2項第7号中「中学校長」を「小学校長及び中学校長」に改める。

附 則

この告示は，平成26年4月1日から施行する。